

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第42号

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年鳥取市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表食費の項中「500円」を「600円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。